

和気町庁用車車両管理委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

和気町庁用車車両管理委託業務

(2) 業務の目的

本業務は、和気町が所有する庁用車について、道路運送車両法その他関係法令に適合した安全な車両状況維持のため、保守点検・整備及び維持管理の手続き等を委託する。

(3) 業務内容

- ①継続車検整備及び法定点検等の定期点検整備
- ②継続検査登録代行料及び収入印紙に要する費用
- ③エンジンオイル（オイルエレメントを含む。）等の油脂類、バッテリー等消耗品の交換・補充
- ④摩耗度に応じた夏タイヤ並びに冬タイヤ（必要な車両のみ含む。冬タイヤ用ホイールは含まない。）の交換
- ⑤走行時における故障（ロードサービスを含む。）、パンク修理等の故障修理
- ⑥点検整備時における代車の提供
- ⑦委託期間中の重量税の納付
- ⑧委託期間中の自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の付保
- ⑨契約情報及び整備内容を閲覧できる車両管理 web 情報サービスの提供

(4) 業務期間

業務委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

2. 当該業務における予算限度額

3,500,000円（税込み）を限度とする。

なお、参考見積書の金額が、予算限度額を超過した場合は失格とする。

3. 実施形式

公募型

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。

(1) 町に、実施年度における入札参加資格審査申請書を提出していること。

ただし、本業務においては、広く提案を求める必要があることから、上記入札参加資格審査申請書を提出していない者においても、下記7(1)①から⑥で示す書類を提出することで、本事項を満たすものとする。

(2) 本プロポーザル実施の公告日から受注候補者（以下「候補者」という。）特定の日までの間に和気町の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定によるもの）に該当しない者であること。また、暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者が経営、運営に関係を有している者でないこと。

※ 提案者は、候補者特定までの間に、前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

5. 受注候補者特定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を和気町庁用車車両管理委託業務プロポーザル審査委員会において審査し、受注候補者（以下「候補者」という。）を特定する。

審査にあたっては、当該業者のプレゼンテーションを実施するものとし、審査方法及び審査基準等は下記9及び10のとおりとする。

6. 質疑・回答

(1) 提出方法

別添の質問書・回答書（様式4）により、電子メールにて提出すること。

(2) 提出期限

令和7年4月2日（水）17時まで（必着）

※提出期限を過ぎた質問、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 提出先

和気町 総務部 総務課

E-mail : somu @town.wake.lg.jp

(4) 回答日

令和7年4月3日（木）

(5) 回答方法

町ホームページに掲載し回答するものとする。

7. 参加申込

(1) 申込方法

参加申込書（様式1）に返信用封筒（110円切手貼付け）を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

ただし、町に実施年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者については、次に掲げる書類を提出すること。

① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

② 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

③ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

④ 財務諸表（法人及び個人）

⑤ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

⑥ 個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県税（事業税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(2) 申込期間

令和7年 4月8日（火）17時まで（必着）

(3) 申込場所

和気町 総務部 総務課

〒709-0495 岡山県和気郡和気町尺所555

TEL0869 - 93 - 1122

8. 企画提案書作成方法

(1) 提出書類の名称

和気町庁用車車両管理委託業務企画提案書

(2) 企画提案書様式・制限枚数

A4版（縦横自由）、任意様式、両面10枚以内とし、下部中央にページ番号を記入し、長辺をホチキス2か所で綴じること。

(3) 提出部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式5） 1部
- ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等 7部
 - ア 会社概要（様式6）
 - イ 業務実績調書（様式8）
 - ウ 工程表（様式11）
 - エ 企画提案書（任意様式）
 - オ 参考見積書（任意様式）

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和7年 4月11日（金）17時まで（必着）

(6) 提出先

和気町 総務部 総務課
〒709-0495 岡山県和気郡和気町尺所555
TEL0869 - 93 - 1122

(7) その他

- ア 原則として、企画提案書は1者1提案とする。
- イ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

9. 審査方法

(1) 審査方法

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書を下記10(1)アからウで示す審査基準に基づいて書類審査を行うとともに、提案者から企画提案についてのプレゼンテーションを実施し、下記10(1)エで示す審査基準に基づいて加算点を追加し、下記10(2)で示す候補者の特定手順に基づき最も優れた提案を特定するものとする。

ただし、提案者が多数となった場合は書類審査によりプレゼンテーションを依頼する業者を絞り込むものとする。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 開催日（予定）

令和7年 4月17日（木）※仮予定

※日程、場所等の詳細については、対象者に別途通知するものとする。

イ 時間配分

各提案者の説明時間を20分以内、準備、片付け、質疑応答を10分程度とし、1提案者あたりの配分時間を計30分以内とする。

ウ 説明用機材

説明に際して、プレゼンテーションソフト等の映像を用いる場合、プロジェクター及びスクリーンについては、町で用意するが、その他パソコン等の機材については各提案者が用意するものとする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、後日書面により通知するものとする。

10. 審査基準等

(1) 審査項目及び配点

プロポーザルは以下の審査項目及び配点に基づき審査を行う。

ア 業務実績・技術者	10 / 100点
イ 企画提案の内容・実施体制	60 / 100点
ウ 参考見積価格	10 / 100点
エ プレゼンテーションの内容	20 / 100点

(2) 候補者特定手順

候補者は、審査の評点の合計点が最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高い者が2者あるときは、審査委員会が採決して決定する。なお、候補者との交渉が整わない場合や資格を喪失した場合には、次順位の者と候補者とする。

※提案者が1者の場合は、審査を行い、審査委員会が候補者特定の可否を採決して決定する。

※審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

11. 日程

公示	令和 7年 3月27日(木)
質問受付締切	令和 7年 4月 2日(水) 17時必着
質問回答	令和 7年 4月 3日(木)
参加申込書受付締切	令和 7年 4月 8日(火) 17時必着
参加資格の審査・審査結果の通知	令和 7年 4月 9日(水)
企画提案書等受付締切	令和 7年 4月11日(金) 17時必着
審査（プレゼンテーション）	令和 7年 4月17日(木)※予定
結果通知の送付	令和 7年 4月18日(金) 頃

契約締結
業務開始

令和 7年 4月18日(金) 頃
令和 7年 4月18日(金) 頃から

1 2. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書等の様式・制限枚数、提出部数、提出方法、提出期限、提出先等に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (4) プレゼンテーションに出席しなかったもの。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、予算（予定価格）を超過したもの。

1 3. 契約

候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、決定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

1 4. その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、町は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 和気町情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（町作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでるおそれがある情報については特定後の開示とする。

- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、町と協議のうえ決定するものとする。

(7) 参加者は、候補者特定までの間に、4. 参加資格に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

1 5. 担当部署（提出・問い合わせ先）

和気町 総務部 総務課（担当：松岡、金谷）

〒709-0495 岡山県和気郡和気町尺所555（本庁舎 2階）

TEL0869 - 93 - 1122 FAX : 0869-92-0667

E-mail : somu@town.wake.lg.jp